

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

害虫駆除サービスのトラブルにご注意ください！

<相談事例>

ゴキブリが出たため、駆除してもらいたいと思い、駆除サービスの会社を検索した。480円からと記載のある業者を見つけ電話をしたところ、数時間後に来てくれることになり、依頼をした。すぐに作業が始まり、小さいゴキブリを駆除してくれた。薬剤をまくと確実だがこの薬剤は150,000円になると言われたため断った。作業後に基本料金5,000円、駆除代10,000円、合計16,500円を請求されたため現金で支払いをした。料金について何も説明を受けておらず、ネット広告の価格とかなり違っていたため不満であり返金してほしい。どうしたらよいか。



<アドバイス>

- ・極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意しましょう。
- ・複数見積もりを取って比較・検討する時間を与えない事業者とは契約しないようにしましょう。見積書をもらい、必ず作業内容と代金の根拠等を確認することが重要です。
- ・想定した金額とかけ離れた請求を受けた場合には、後日納得した金額で支払う意思があることを伝え、その場での支払いは断りましょう。もし契約してしまっても、クーリング・オフ等ができる場合があります。
- ・慌てて駆除業者を探すのではなく、市販の殺虫剤を準備しておくなど、いざという時に備えましょう。安心して依頼できる事業者の情報を集めておくのもよいでしょう。

[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！]

相談専用電話 **03-3736-0123**

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで
(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン **188 (いやや)**

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで
(年末年始、点検日等のときを除く)